

下呂市テレビ会議システム購入事業評価順位決定基準

(目的)

1 この交渉順位決定基準は、下呂市テレビ会議システム購入事業（以下「購入事業」という。）を実施する者を選定するにあたり、その評価基準を明確にするとともに、評価手順等を定めるものである。

(選定委員会)

2 本購入事業の評価順位・契約候補者の決定に関する事項は、「下呂市テレビ会議システム購入事業業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。なお、選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）は、「下呂市テレビ会議システム購入事業業者選定委員会設置要領」に基づく。

(提案内容の評価)

3 本購入に関するプロポーザルにおける各提案者の評価は、選定委員の評価によって行うものとし、提案内容の評価する技術点と、提案に係る経費を評価する価格点の合計点（以下「総合評価点」という。）が最も高い提案をした者を評価順位（以下「順位」という。）第1位とする。以下、総合評価点の高い者の順に順位を決定する。同じ順位の者が2者以上となった場合には、くじ引きにより順位を決定する。

なお、「見積書」の提案価格が、「4 予定価格」で示す価格を超えている場合はその者を失格とし、順位を付さない。

i) 技術点 提案内容については下記評価項目に基づき選定委員が評価し、点数を与える。選定委員は6人を予定しており、選定委員1人の持ち点は、100点とする。なお、評価項目ごとの評価の視点及び選定委員1人あたりの配点は下記の通りである。

評価項目	評価の視点	配点
導入実績	実績の豊富さ、障害発生時の対応	15
音質及び画質	音質、画質の良さ	15
通信速度	十分な速度であるか	10
操作性	簡単であるか	15
機能性	画面の見やすさ及び画面の切り替え時間の短さ	20
移動性	機器の移動しやすさ	5
サポート体制	サポート体制の有無及びその内容	5
価格	コストパフォーマンスは十分か	5
その他	提案内容の可能実現性及びプレゼンテーション時の質疑応答能力、応答態度	10
合計		100

ii) 価格点 提案内容に基づき提出された見積書(様式第10号)に記載のある「見積額」に応じて、下記「価格要素区分の評価点算出方法」にあてはめて算出する。

○価格要素区分の評価点算出方法

「配点の満点にあたる点数(5点)」×(「最も低い見積額」÷「当該提案者の見積額」)(少数点以下切捨)

4 予定価格

予定価格は、13,847,000円(消費税を含む額)を上限とする。